

## 目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について（案）

平成 24 年〇月〇日

政策評価各府省連絡会議了承

今般、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組について」（平成 23 年 4 月 27 日付け総評政第 14 号行政評価局長通知）に基づく試行的取組の実施状況、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）及び「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の下、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「政策評価ガイドライン」という。）を一部改正することとしたところである。

政策評価ガイドラインの改正に当たっての基本的考え方、趣旨、実施内容等を明確化し、各行政機関における取組の標準的な指針とするため、下記のとおり申し合わせる。

### 記

#### 1 基本的考え方

目標管理型の政策評価（注）は、各行政機関における施策（政策評価ガイドラインにいう政策体系における単位である「施策」をいう。以下同じ。）レベルの政策全般をカバーして政策の目的、目標、達成手段等から成る政策体系を明確化した上で、事後に達成状況を確認して当初の想定を検証することで、多様な行政分野において、PDCAサイクルを通じたマネジメントの向上、説明責任の徹底に資することのできる特質を有している。このため、各行政機関において、主要な行政目的に係る政策を評価する手法として広く用いられている。

目標管理型の政策評価におけるこれらの特質が十分に発揮され、政策評価が政府のPDCAサイクルを適切に機能させていく基盤となること、国民への説明責任をより徹底することを目的として、以下の方策を実施する。

(注)「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

## 2 評価の前提となる事前の想定 の明示

### (1) 趣旨

目標管理型の政策評価においては、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに関目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定が明確でなければ、事後において当該想定を検証し、政策の改善に反映させていくことが困難となる。逆に、事前の想定が明確であれば、当該想定を検証する事後の評価の簡素合理化を図っていくことも可能となり得る。

評価対象となる施策レベルの政策について、要するコスト（予算・決算情報）とともに、上記のような事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理・公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、政務三役等の各行政機関の幹部職員によるマネジメントの強化等に有効と考えられる。

これらの事前の想定を明示するに当たっては、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民への説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覽性の確保を図ることが必要であることから、統一的な標準様式を導入することが適当である。

このため、各行政機関は、別紙1の様式を基本として、評価対象となる施策ごとに事前分析表を作成するものとする。

なお、評価の対象となる施策の特性や予算の構成等により、下記の場合など当該様式に修正を加える必要がある場合は、当該様式の要素を盛り込んだ上で、統一性及び一覽性の確保に留意しつつ修正を行い作成するものとする。

- ・従前からの評価の連続性の確保や評価結果の活用等のため、当該様式で定められた事項名とは異なるものを併記することが適当な場合
- ・記載内容を分かりやすくする等のために、当該様式の記載事項の他に必要な情報を記入する欄を追加する場合（なお、記入すべき情報の分量が多く統一性・一覽性が著しく損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする）
- ・評価対象施策の位置付けの明確化等のため、各行政機関の政策体系の整理

に対応した構成とすることが適当な場合

## (2) 事前分析表の作成対象等

事前分析表の作成対象は、平成 24 年度以降に実施する施策であって、政策評価法第 6 条第 2 項第 6 号に定める「事後評価の対象としようとする政策」に係る評価のうち基本方針の別紙に定める実績評価方式による評価又はあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む事後評価を実施する全ての施策とする。

なお、平成 24 年度に実施する施策に係る事前分析表については、既に作成に着手しているなど特段の事情がある場合には、任意の様式を用いることができるものとする。

## (3) その他

作成した事前分析表については、公表するとともに、総務省行政評価局に送付するものとする。

# 3 標準様式の導入による評価書の簡素合理化、統一性・一覧性確保と評価書の活用

## (1) 趣旨

目標管理型の政策評価に係る評価書（以下「評価書」という。）についても、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることが必要であることから、統一的な標準様式を導入することが適当である。

このため、各行政機関は、別紙 2 の様式を基本として、評価対象となる施策ごとに評価書を作成するものとする。

なお、評価の対象となる施策の特性や予算の構成等により、下記の場合など当該様式に修正を加える必要がある場合は、当該様式の要素を盛り込んだ上で、統一性及び一覧性の確保に留意しつつ修正を行い作成するものとする。

- ・従前からの評価の連続性の確保や評価結果の活用等のため、当該様式で定められた事項名とは異なるものを併記することが適当な場合
- ・記載内容を分かりやすくする等のために、当該様式の記載事項の他に必要な情報を記入する欄を追加する場合（なお、記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が著しく損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする）

- ・評価対象施策の位置付けの明確化等のため、各行政機関の政策体系の整理に対応した構成とすることが適当な場合

#### (2) 標準様式の適用対象

当該様式は、平成 24 年度以降に作成する評価書において使用するものとする。

#### (3) その他

評価書については、原則として 8 月末を目途に作成、公表し、総務省行政評価局に送付するものとする。

その際、基本方針 I 9 (2)にいう窓口において、当該評価書に関する外部からの意見・要望を受け付け、寄せられた意見・要望については関係する部局等で適切に活用するものとする。

また、評価対象施策の改善・見直し等に資するため、評価書の積極的な活用を図るものとする。

### 4 メリハリのある評価の推進

各行政機関は、例えば、あらかじめ設定した目標等の達成度に関して毎年度実績の測定を行い、一定期間経過後に総括的な評価を行うなど（政策評価ガイドライン 2 (2)⑧参照）、業務量・緊急性等を勘案した対応等により、評価作業の効率化に努めるものとする。

上記の実績の測定（以下「モニタリング」という。）を行う場合において、各行政機関は、別紙 2 の様式を基本として、モニタリングの対象となる施策ごとに、原則として 8 月末を目途に評価書（モニタリング版）を作成、公表し、総務省行政評価局に送付するものとする。

### 5 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保について

#### (1) 政策評価における行政事業レビューの情報の活用

各行政機関は、目標管理型の政策評価の実施に当たって、評価対象となる施策を構成する事務事業に係る情報を把握するため、行政事業レビューの情報を適切に活用するものとする。

#### (2) 政策評価と行政事業レビューの整合性確保

各行政機関は、政策評価結果の予算要求等の政策の企画立案作業への的確な反映を図るため、施策と当該施策を構成する事務事業に係る行政事業レビ

ューの対象事業との対応関係について、別紙3を参考に毎年適切な時期に整理するなどにより、政策評価と行政事業レビューとの整合性に留意するものとする。

(3) 関係部局間の連携等

各行政機関は、政策体系や費用の明確化等に資するよう、評価対象となる施策を構成する事務事業に係る行政事業レビューの情報や、政策評価の結果に関する情報の共有を図るなど、政策評価担当組織と予算等の取りまとめ部局との連携を確保するものとする。

なお、5(1)～(3)に掲げた取組については、行政刷新会議における行政事業レビューに係る実施状況等を踏まえて対応する。

6 目標管理型の政策評価の簡素合理化等を踏まえた取組

各行政機関は、目標管理型の政策評価の簡素合理化等を踏まえ、施策レベルの政策のうち目標が達成されない、指標に想定外の変動が見られるなど問題が見出されたものに関し、個々の政策手段についての掘り下げた分析・検証の実施等、積極的に政策評価に取り組むよう努めるものとする。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(〇〇省24-①)

別紙1

(記入イメージ)

施策名	□□な△△の向上				担当部局名	〇〇局〇〇課				作成責任者名 (※記入は任意)	〇〇課長 〇〇 〇〇	
施策の概要	〇〇を推進する				政策体系上の位置付け	〇〇の形成を通じ△△の構築						
達成すべき目標	全ての〇〇が……な程度に……できるような△△を実現				目標設定の考え方・根拠	……との理念にしたがって、〇〇計画(閣議決定)において、「〇〇〇」と規定されている				政策評価実施予定時期	平成〇年〇月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1	〇〇調査における△△率 (※4か年計画の場合の記入例)	50%	平成22年度	70%	平成26年度	〇%	〇%	70%	-	-	・本施策における重点事項を定めている〇〇計画(閣議決定)において、〇〇調査における△△率については、××年までに□□%にすることとされているため	
2	□□適合基準率 (※10か年計画の場合の記入例)	75%	平成23年度	90%	平成33年度	-	-	-	-	83%	・〇〇基本計画(閣議決定)の成果指標として□□適合基準率が、75%(H23)→83%(H28)→90%(H33)と規定されているため 中間段階において50%に満たない場合には、計画の見直しを実施	
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
3	〇〇〇事業計画の推進 (※5か年計画の場合の記入例)	計画対象事業の制度の拡充	平成22年度	〇〇事業計画の完了	平成27年度	対象事業選定の洗い出し	事業の進捗を管理するための計画の策定	〇〇事業計画の実施促進	〇〇事業計画の完了	-	・□□における第〇次△△計画(閣議決定)において、「平成〇年度までに……〇〇事業を完了する。」と規定されているため	
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
	目標年度	目標年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
4	〇〇〇法の改正作業 (※単年度の目標設定の場合の記入例)	改正法案を次期通常国会に提出	平成24年度	平成24年度	・〇〇大綱(閣議決定)において、次期通常国会への関連法の改正法案の提出を定めているため							
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等							
	22年度	23年度			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
(1)	〇〇事業 (平成〇年度)(関連:24-①)	…億円 (…億円)	…億円	…億円	1	・～において、〇〇を整備 ・〇〇を整備することは、△△現在……人いる～に対し、〇〇を提供、促進することとなるため、測定指標の〇〇率を……%押し上げる効果があると見込んでいる ・〇〇整備率:〇%(〇〇の満足度:〇%)						
(2)	〇〇事業 (平成〇年度)	…億円 (…億円)	…億円	…億円	2	・～に対する支援として、〇〇を実施 ・〇〇事業を実施することにより、主要な〇〇などを中心に連続した△△化を行う地区の総面積が増加し、一層の……の促進を図ることができると見込んでいる ・〇〇面積:〇㎡(〇〇の利用者:〇人)						
(3)	〇〇に関する租税特別措置 (平成〇年度)	-	-	-	1	……						
(4)	××規制の適切な運用 (平成〇年度)	-	-	-	2	……						

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(〇〇省23-①)

施策名						
施策の概要						
達成すべき目標						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)				
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)			(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)			(※記入は任意)		
執行額(千円)			(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	指標A	基準値	実績値					目標値
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	年度ごとの目標値							
	指標B	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	年度ごとの目標値							
	指標C		施策の進捗状況(実績)					目標
								〇年度

施策に関する評価結果	目標の達成状況	
	目標期間終了時点の総括	

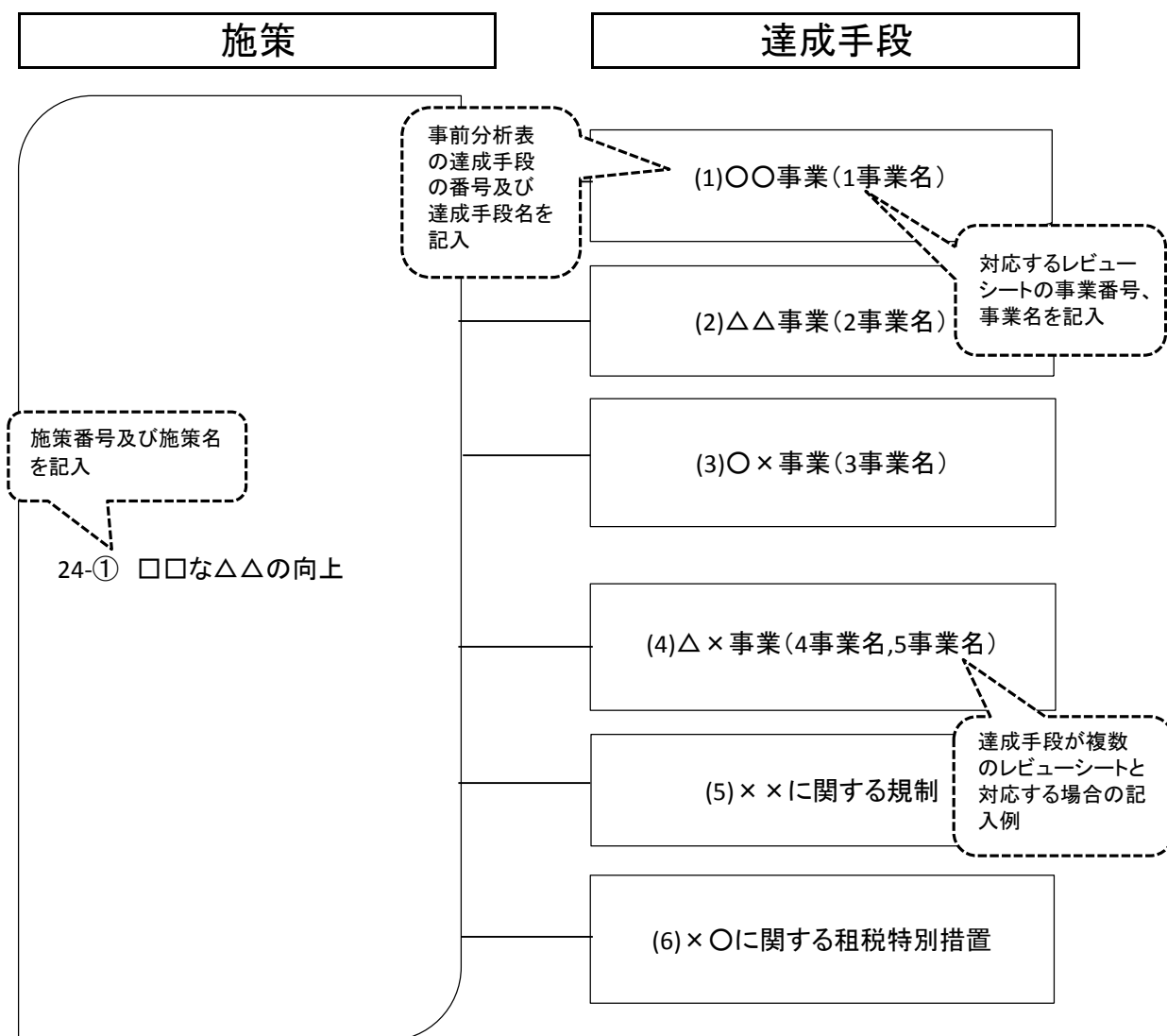
学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期
-------	--------------------	----------

## 【施策と達成手段の整理表(作成例)】

〇〇省(24-①関係)



## 【作成要領】(参考)

- ①ひとつの施策ごとにひとつの整理表を作成し、右上に事前分析表に記載している府省名及び施策番号を記載する。
- ②施策と達成手段の対応関係が明確になるような適切な形式で作成する(ツリー形式、表形式等形式は問わない。)
- ③達成手段のうち予算事業については、対応する行政事業レビューの事業番号及び事業名を括弧書きで併記する。
- ④達成手段名の記入に併せ、事前分析表において記載している事業番号を括弧書きで記入する。
- ⑤達成手段について測定指標に関連付ける形で作成することも考えられる。